

公民館事例等について

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

1. 公民館におけるICTの活用、 デジタル・ディバイドの解消

公民館のICT化 ～新しい技術を活用した「つながり」の拡大～

社会教育施設の課題と可能性

(令和2年9月24日第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理より)

- ・パソコンやWi-Fiの設置など、社会教育施設におけるICT環境整備の現状は、決して十分とは言えない。
- ・新しい技術を有効に活用することにより、これまでの社会教育施設を利用する機会が少なかった住民等、多様な交流や人と人とのつながりを大きく広げる可能性がある。

公民館における無線LANの整備状況

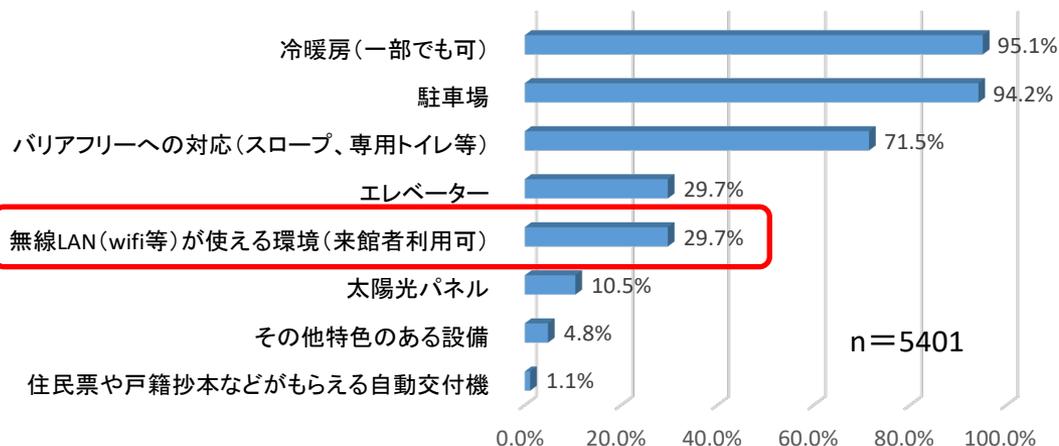


図9-2 公民館の設備(複数回答)



※全国公民館実態調査(全国公民館連合会 平成31年1月時点)

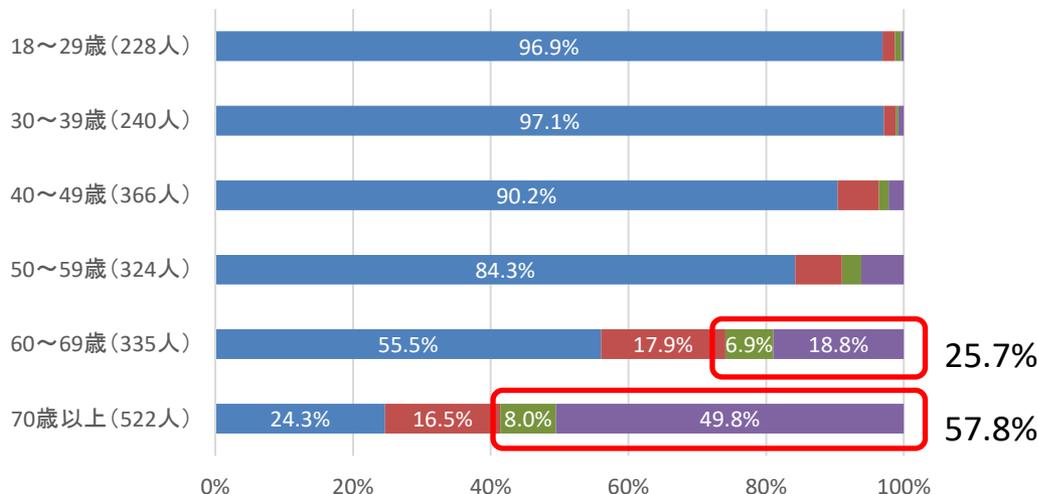
デジタル化への課題（デジタル・ディバイド、行政手続き）

デジタル・ディバイドの現状

年齢層が上がるにつれて、ICT端末の利用率は減少

- よく利用している
- ときどき利用している
- ほとんど利用していない
- 利用していない

問 あなたはスマートフォンやタブレットを使用していますか？



年齢層が上がるにつれて利用率は減少

利用していない、ほとんど利用していない

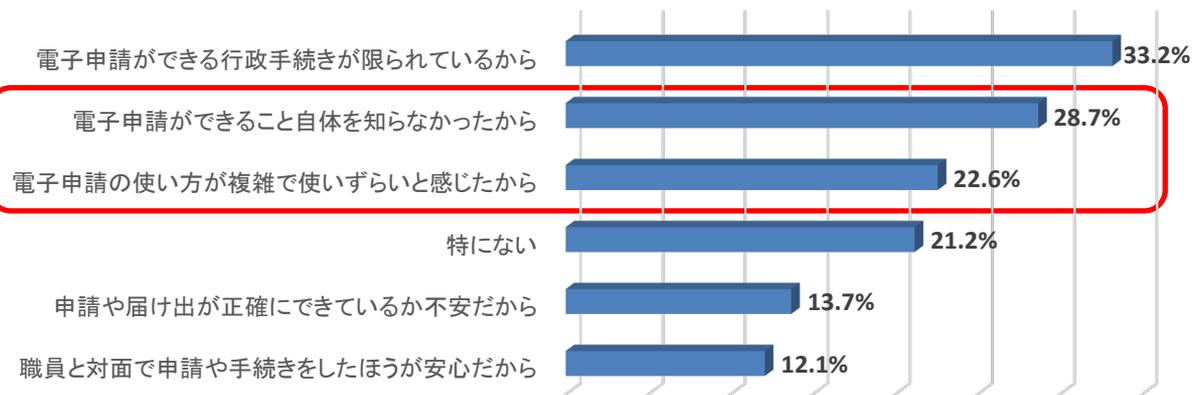


○ 2021年1月22日、内閣府広報室より「情報通信機器の利活用に関する世論調査」より

行政手続きのオンライン利用に関する課題

問 これまで、行政手続きの電子申請サービスを使わなかった理由はなんですか？

「電子申請でできること自体を知らない」、「電子申請の使い方が複雑」等の理由により、オンラインによる行政手続きの利用が浸透していない。



「行政手続きのデジタル化に関するアンケート」（調査主体：トラストバンク、実施期間：2020年7月31日～8月7日）

「デジタル・デバイド解消」に向けた取組 (千葉県船橋市)

現状・背景

- 公民館利用者からスマホの使い方に関する質問が多い（公民館職員の実感として）
 - スマホやタブレットを利用したいのに使い方がわからない人が多い（利用者アンケート結果から）
 - 国や本市の計画等におけるデジタル化及びDXの推進
- ⇒**個人の要望（住民の主体的な学習ニーズ）と社会的要請（地域で解決していくべき課題）に対応する取組が必要**

事業実施体制



事業実施のポイント

- ①民間企業との連携
 - ②EBPMの視点
 - ③各取組の一体的推進
 - ④持続可能な仕組み作り
 - ⑤スモールステップ（できることから少しずつ）
- 

事業の概要

デジタル・デバイド対策講座 (R3~)

携帯電話事業者等と連携して市内の**全公民館（26館）**で**140回以上**の**体験講座を実施**



〔具体的な講座内容〕

- スマートフォンやタブレットの操作方法
- LINE、ZOOM等のコミュニケーションツールの使い方
- ネットショッピング、キャッシュレス決済の方法



公民館スマホコンシェルジュサービス (R3~)

公民館利用者からのスマホに関する質問に対応して公民館職員がサポート



市民スマホコンシェルジュ養成講座 (R4~)

デジタル・デバイド解消のための**地域ICT人材を養成**
スマホに関する**市民の悩みを市民がサポート**

修了者にはボランティア講師としての活動が期待される



目指す姿

事業目標

市民がスマートフォンやタブレットを活用して日常生活に必要な情報を入手したり
利便性のあるサービスを活用できるようにする

事業評価

「端末・機器は持っているが使い方がわからない」又は「使い方がわからず端末・機器の購入に踏み切れない」ことが理由でインターネットを利用しない人を今後10年間で0にする（船橋市公民館利用者アンケート）

船橋市の目指す社会像

生涯をとおして自分らしく学び続け
学びの成果を活かすことができる社会の実現
【第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の
基本理念】

寿都町デジタル寺子屋「公民館ICT活用」 (北海道 寿都町総合文化センター)

～ 公民館のICT (Wi-Fi) を活用した子どもの放課後等学習支援 ～



背景・目的

寿都町では、GIGAスクール構想実現のため、早い段階でのICT機器の導入を実施するとともに、感染症拡大等による臨時休校への備えとして、オンラインでの学習モデルに取り組んでいる。

様々な場面でのICT機器の活用は、これからの子どもたちの必須アイテムとして必要であり、学校はもとより社会教育施設でのWi-Fi環境を整備し、より活用しやすい状況を構築している。

Wi-Fi環境が整ったスペースを、放課後や長期休業時のオンライン学習の場として、ICT機器の活用を推進する。

学童保育でのデジタル教材を活用した「放課後学習」

学校で利用しているAIドリルを学童保育で活用した学習会を実施。子どもたちは、端末の操作にも慣れてきていて、自分がやりたい科目のドリルを開き学習をすすめていた。

児童一人ひとりが、自分の端末を使い、学校で使用しているAIドリルをオンラインで活用することにより学習の充実につながった。



Wi-Fi環境整備の効果

社会教育施設に整備したWi-Fiを放課後の時間帯にも活用し、学習活動に役立てることができた。児童が一人1台の端末の操作に慣れるために、オンライン学習の機会を引き続き行う

放課後子ども教室での「お守り作り」体験

参加した子どもたちはTV会議システムでつないだ講師からお守りについての説明を聞いたり、動画を見たあとに、各自が創意工夫してお守り作りに取り組んだ。講師は、子どもたちの様子を画面で確認し、質問があったら答えるなど円滑にコミュニケーションをとっていた。



学童保育でのAIドリルの活用



放課後子供教室での講師の説明

公民館 Wi-Fi導入・公民館Wi-Fi活用講座（福岡市公民館）

公民館にWi-Fi整備

新型コロナウイルス感染症により新しい生活様式の実践が求められる中、福岡市では地域のデジタル化の促進や災害に強いまちづくりの一環として、すべての公民館でWi-Fi環境整備を進めており、令和3年11月から公民館Wi-Fiの利用を開始した。

福岡市公民館Wi-Fi活用講座

公民館Wi-Fiを市民により一層活用いただくために、各公民館で「福岡市公民館Wi-Fi活用講座」を開催している。

【実施期間】 令和3年12月～令和4年3月

【実施場所】 福岡市内公民館(勝馬・曲淵分館を除く)

【対象者】 スマートフォン、タブレットなどをお持ちでインターネットに不慣れな方

【定員】 15名(1館につき)

【参加費】 無料

【講座内容】 Wi-Fiへの接続、インターネット(福岡チャンネル)での動画視聴、テレビ電話、行政手続きをスマートフォンから申請する操作体験など



福岡市別府公民館での様子(11月19日(金)10時～12時)

公民館 Wi-Fi導入とYouTubeチャンネルの開設（富田林市公民館）

公民館にフリーWi-Fi整備

学習環境の向上及び災害時における情報提供などを目的に、新たに富田林市内の市立公民館および図書館において、無料でインターネットに接続できる公衆無線LANを整備した。（令和3年10月1日より提供開始）

YouTubeチャンネルの開設

富田林市立公民館のYouTube公式チャンネルを開設。オンライン公民館として、公民館講座の様や公民館クラブの活動の様子などを配信している。

スマートフォン講座

デジタルディバイド解消に向けたスマホ教室も実施

富田林市立中央公民館 冬期講座
スマートフォン講座
～基本操作編～

スマートフォン（スマホ）を購入しただけだと上手く使いこなせない、などとお悩みの方はいらっしゃいませんか？スマホは、コツさえつかめば、カンタンに使いこなすことができる便利なツールです。同じ仲間と一緒に楽しく学びましょう。

■ 内容
スマートフォンの電源の入れ方、タッチ操作をはじめとする基本的な操作から地図アプリの使い方など簡単に便利な機能について学びます。
講座終了後には、個別の質問応答もできますので、お気軽にご参加ください。



富田林市立中央公民館 冬期講座
スマートフォン講座
～LINE・インターネット編～

スマートフォン（スマホ）を購入しただけだと上手く使いこなせない、などとお悩みの方はいらっしゃいませんか？
・LINEを始めたいけど、どうしたらいいのかわからない
・インターネットの有効な利用方法がよくわからない
本講座は、そのような方におススメです。同じ仲間と一緒に楽しく学びましょう。

■ 内容
LINEの始め方からやりとりの操作方法（インストール、初期設定、友達追加など）その他、日常生活で役立つカメラやインターネットの使い方が学べます。



高浜町立和田公民館（福井県）

対面式とオンラインの両面で講座実施

閉館を余儀なくされた令和2年4月は、オンラインで講座を実施した。**現在、オンラインと対面式を並行でも実施。**

その講座は、「健康体操教室」「認知症予防体操教室」「ぽかぽか元気体操教室」など。今後も、感染状況や住民ニーズに応じて様々な講座を実施する予定。



対面とオンラインの両面で実施した「健康体操教室」の様子

普段参加できない人（福祉施設から）もオンラインで参加



オンライン体操教室の様子
（福祉施設からも参加）

オンラインで実施したことにより、「体操教室」は、**町内の二か所の福祉施設からオンラインで参加**もある。

オンラインと対面の両面での講座実施は、新型コロナウイルス収束後も需要があると考えており、今後も、体操教室などで「オンライン講座」を継続的に実施し、より幅広い年代、地域の人々と繋がれる公民館を目指す。



2020年5月22日発行
和田公民館だより No.114
【編集・発行】
～和田公民館～
〒919-2201 高浜町和田第123号24番地2
Tel (Fax) 0770-72-1325
E-mail wada_c.c@town.takahama.fukui.jp

～公民館の利用・講座参加時のお願い～

- ・来館の際は、玄関に設置のアルコール消毒液で手の除菌をお願いします。
- ・発熱、咳等かぜ症状がみられる場合、公民館利用は控えてください。
- ・密室空間である【音楽スタジオ】の複数名でのご利用は、当面の間自粛していただき、使用される場合は必ず1時間ごとの換気、消毒の徹底等をお願いします。

オンライン
はじめました!!

公民館講座

和田公民館 facebook



オンラインでキッズヨガ教室

～4月21日・23日・25日・28日・30日、5月2日～

和田公民館としては初めての「オンライン講座」を開催し、まずは町内の子どもたち向けに、計6回キッズヨガを行いました。

当日のキッズヨガでは、講師の浅野容子さんの動きを見ながら、参加してくれた子どもたちは楽しそうにヨガを体験していました。2週目には、和田放課後児童クラブの子どもたちにも参加いただき、画面越しではありますが

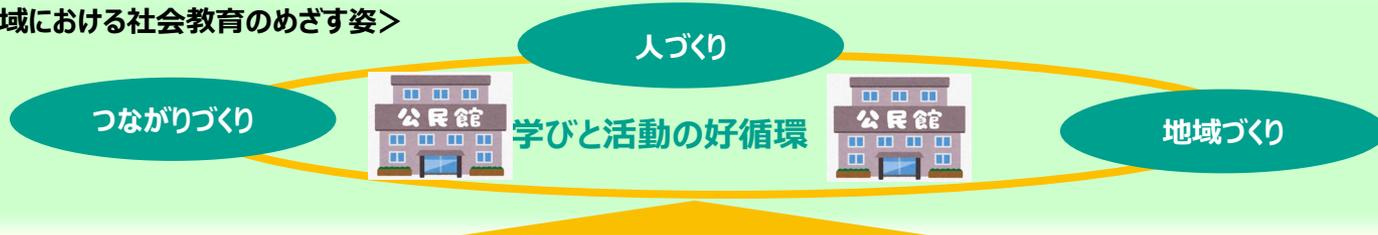
2. 公民館と企業との連携

「全国『公民館』元気プロジェクト」概要

概要

- 今後の公民館に求められる役割として所管省庁である文部科学省が掲げる「民間企業等やNPOとのネットワークの構築」のよりいっそうの強化・推進を目的として、「地元の『公民館』元気プロジェクト」を創設いたしました
- 具体的な支援として、民間企業のノウハウや健康分野の知見を活かした「MY定期講座」を公民館主催の講座に組み込んでいただいております

<地域における社会教育のめざす姿>



地元の『公民館』元気プロジェクト

公民館と民間企業等との幅広い連携・協働を実現することで
「地域コミュニティの持続的な発展を推進するセンター的役割」に貢献

全国公民館連合会さま

- 本プロジェクトにおける実施事項の普及促進に向けた公民館への周知・広報支援
- その他公民館機能のレベルアップに向けた実施事項の調査・研究

共同推進

明治安田生命

- 地域住民向けの定期講座等の開設、運営支援を目的にMY定期講座を提供
- 公民館との連携を希望する民間企業等とのネットワーク構築、ノウハウ提供

幅広く連携

自治体

地元大学

民間企業

NPO団体

具体的な支援内容

- 公民館が行なう地域住民向けの定期講座、講習会等の開設・運営支援を目的に、民間企業のノウハウや健康分野の知見等を活かした「MY定期講座」を提供しています

1. 21年度「MY定期講座」開設状況のご報告①

取組状況

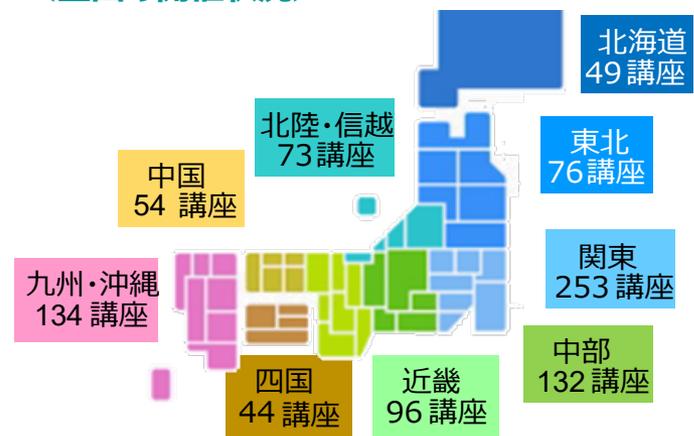
- 全公連・県公連、および公民館関係者のみなさまのお力添えによって、今年度は**全国で911講座※開設のお申込み**をいただきました ※2022年2月末時点
- 講座開設いただいた公民館関係者のみなさまからは、**数多くの好意的なご評価と次年度継続開催の希望**が寄せられています

MY定期講座の開設予定状況 (2月末時点)

<MY定期講座の開設状況>

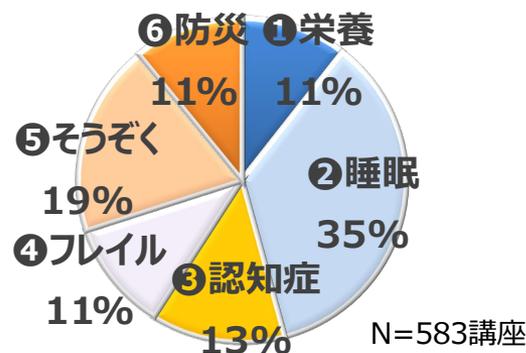
今年度開設予定	583講座
10月～2月開設	445講座
3月開設予定	138講座
次年度開設予定	328講座
合計	911講座

<全国の開催状況>

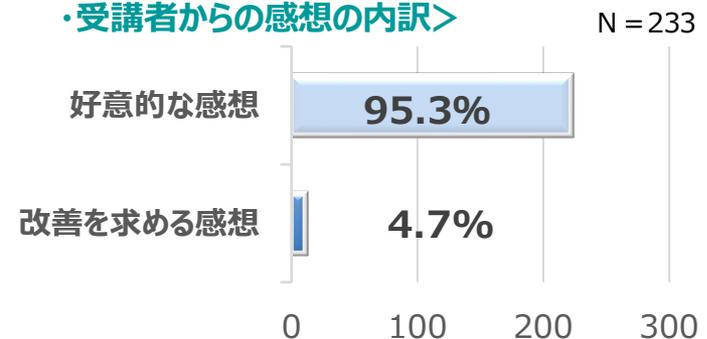


開催講座

<MY定期講座のテーマ内訳>



<MY定期講座開催後の公民館関係者・受講者からの感想の内訳>



MY定期講座の開設の様子

宮城県 気仙沼市立面瀬公民館

気仙沼

寝酒はアルコール増やす

明治安田生命

睡眠と健康の講話

「明治安田生命に於ける」
「お父さん」役立っ睡眠

と健康の知恵袋講座」が31日、気仙沼市立面瀬公民館（中井充夫館長）で開かれた。参加者が睡眠のメカニズムなどを学び、理解を深めた。

同社が「MY定期講座」として全国で開いているもので、公民館と連携し、地域の人たちに健康に関する情報を提供している。気仙沼市では初めての開催。講師は気仙沼営業所長の河守俊夫さんが務めた。

河守さんは、眠れない原因に「メリハリのない日常生活」「ストレスへの対処が困難」「退職、死別、独居などの社会的要因」「痛みなどの身体的理由」を挙げ、「良い眠り」を取るためには、生活リズムと睡眠環境を整えることと前置き。寝つきをよくするには、夕食以降のカフェインを控えること、「カフェインの覚醒作用は4時間ある。緑茶、紅茶だけでなく、



睡眠の大切さを話す河守さん

「良い睡眠には、規則正しい生活が大切。体内時計を整えるべく、起きるべき時間にスッキリ起きることができ、眠るべき時間に眠くなる」などと述べた。

酒を続けること、アルコールの量が増える危険性がある。浅い眠り、夜中に目が覚めることにもつながり、睡眠に悪影響を及ぼす」と警告。

北海道 旭川市永山公民館

旭川「3・11」を前に親子教室

新聞紙やチラシをたんで防災グッズを作る親子

（西野正史撮影）

東日本大震災から11日で発生11年となるのを前に、旭川市永山公民館で5日、親子防災教室が開かれた。市内の小学生と保護者らが、新聞紙を使ったスリッパや食器などの防災グッズ作りを通して、今後の大規模災害に備えた。

明治安田生命保険と全国公民館連合会が全国で進める、地域の持続的発展に向けたプロジェクトの一環。同社旭川支店の主催で成された。

「3・11」を前に親子教室

（55）が講師を務め、最初に防災講話で「最寄りの避難所を調べ、安否確認の方法も普段から家族で話し合っ」などと呼びかけた。

東日本大震災の避難所では、新聞紙など身の回りの物が日用品に代用できたとして、スリッパ作りに挑戦した。親子は新聞紙を何度か折たたみ、つま先部分を小さく内側に折って補強すると、5分ほどで完成。チラシで皿やコップも作った。

末広北小4年の前田寛佳さん（9）は「作るのが難しかったけど、家で練習して友達にも作り方を教えた」と熱心に手を動かしていた。（小林中明）

福島県 相馬市中央公民館



兵庫県 別所町公民館



3. 公民館に関する他省庁の事業や施策(一例)

(デジタル庁)

- ・ デジタル田園都市国家構想

(総務省)

- ・ 地域運営組織

(厚生労働省)

- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ 子どもの生活・学習支援事業

(国土交通省)

- ・ 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

(農林水産省)

- ・ 農村型地域運営組織 (農村RMO)

(環境省)

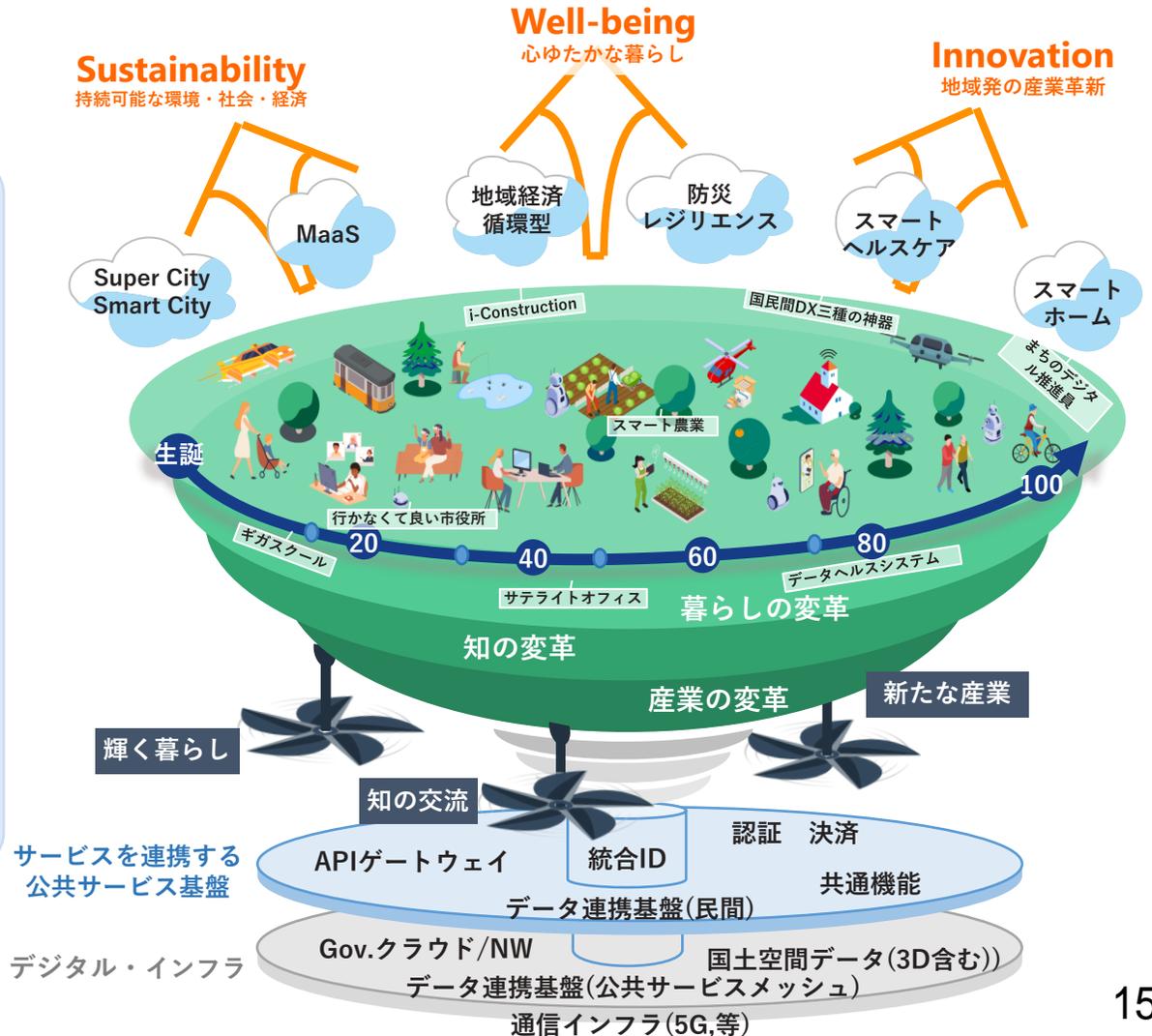
- ・ レジリエンス強化型ZEB実証事業

デジタル田園都市国家構想の成功の鍵

- デジタルの力で、「暮らし」「産業」「社会」を変革し、地域を全国や世界と有機的につなげていく取組。
- 国が整備するデジタル基盤の上に、共助の力を引き出し、各地域で全体最適を目指したエコシステムを構築する。
- 常時発展・改革していくためにも、知の中核として大学を巻き込み、関係者全員でEBPMを実践することが必要。

● 5つの成功の鍵

- ① 人の一生涯の暮らしや生きがいと、地域の新たな産業をデジタルでフル・サポート。
- ② そのため、国、自治体、市民、大学、産業など関係者の力を特定ビジョンの下に総動員。
- ③ 社会活動に必要な機能を近接した空間に集め、その関係性を深めるよう、地域の空間全体も再設計。
- ④ 参加する全関係者がEBPMのサイクルを共有し改善の有無を検証し、取組の方向性を確認。
- ⑤ 構造化されたデジタル共通基盤（インフラ、データ連携基盤・公共メッシュ、サービス）の整備・浸透。



暮らしからの変革 実践例

- **Community Nurse**（リアルなサポーター）が、デジタルの助けを借りつつ、シニア一人一人のライフプランを実現する社会の実現を狙う。



Community Nurseのような
リアルなサポーターが、
AI/デジタルの力を借りて、



公民館のようなリアルな交流・
コミュニティ活動も組み合わせ。



- 公民館DXの三種の神器
- スマートロック（予約機能付）
 - Wi-Fi（高速ネット環境）
 - スマート会議室



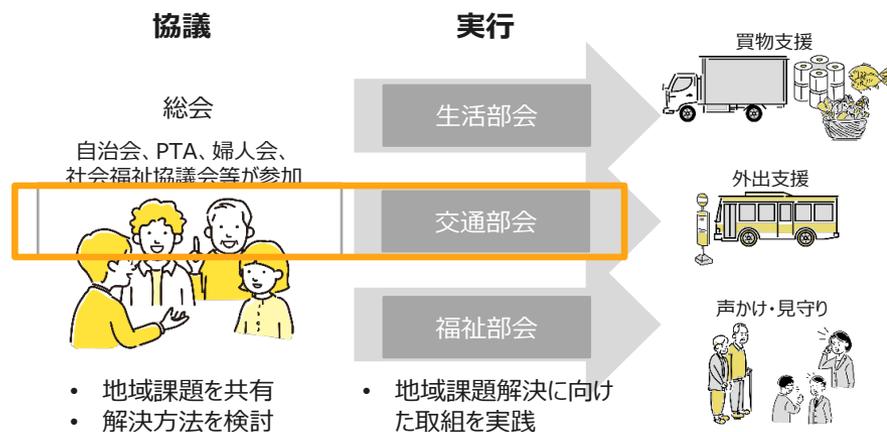
地域運営組織について

》 地域運営組織とは

- 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
- 地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある。

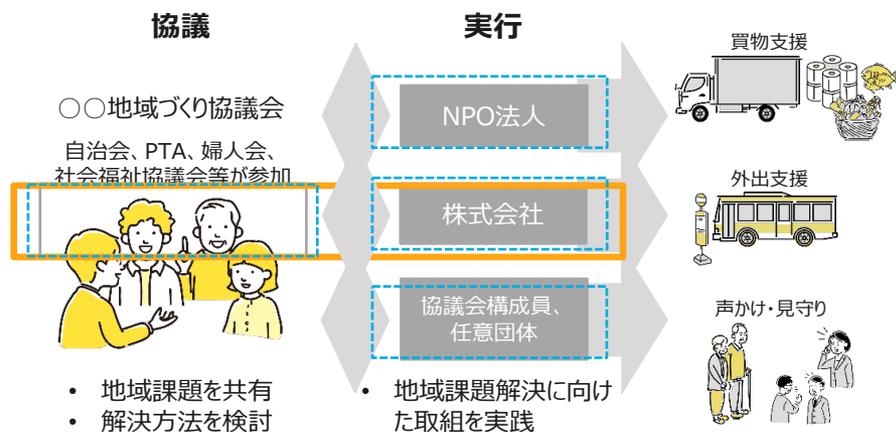
（一体型のイメージ）

〇〇地域づくり協議会（= 地域運営組織）



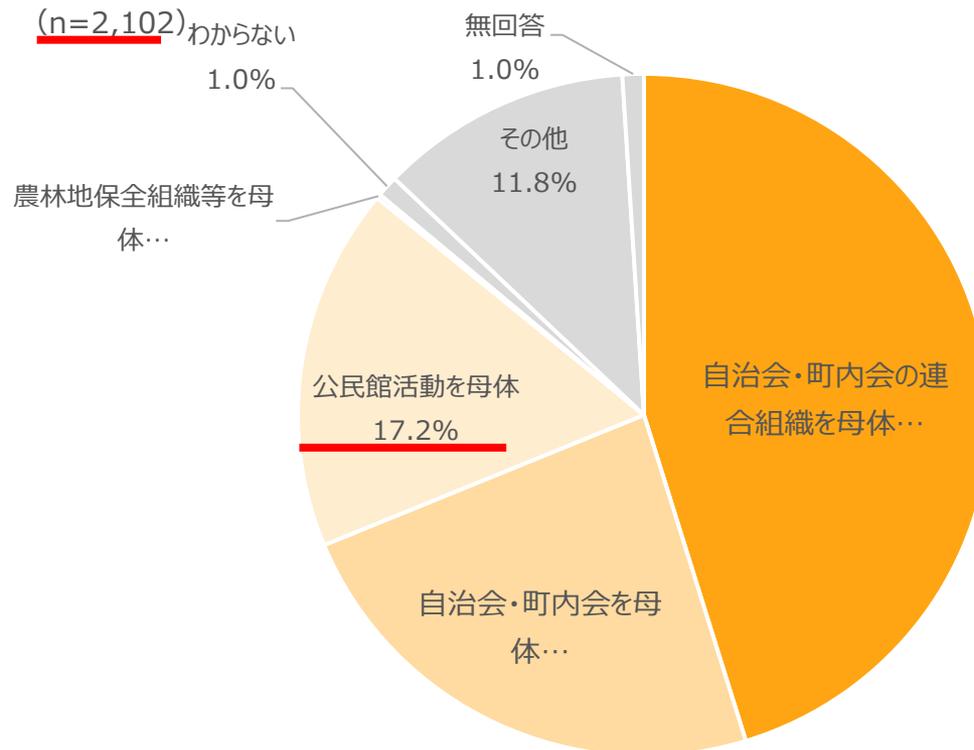
（分離型のイメージ）

地域運営組織



地域運営組織の母体

- 地域運営組織の立ち上げ経緯として「既存組織を見直し機能を追加」した団体は、「自治会・町内会の連合組織を母体」とするものが多く、45.2%を占めている。



地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置

地方財政措置の概要

<令和4年度> ※下線箇所を追加

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - ① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
 - ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税
- ※ 1 は、R3年度「地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくりの推進」から項目名変更を行うこととしている。
※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。
2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】
自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費
（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

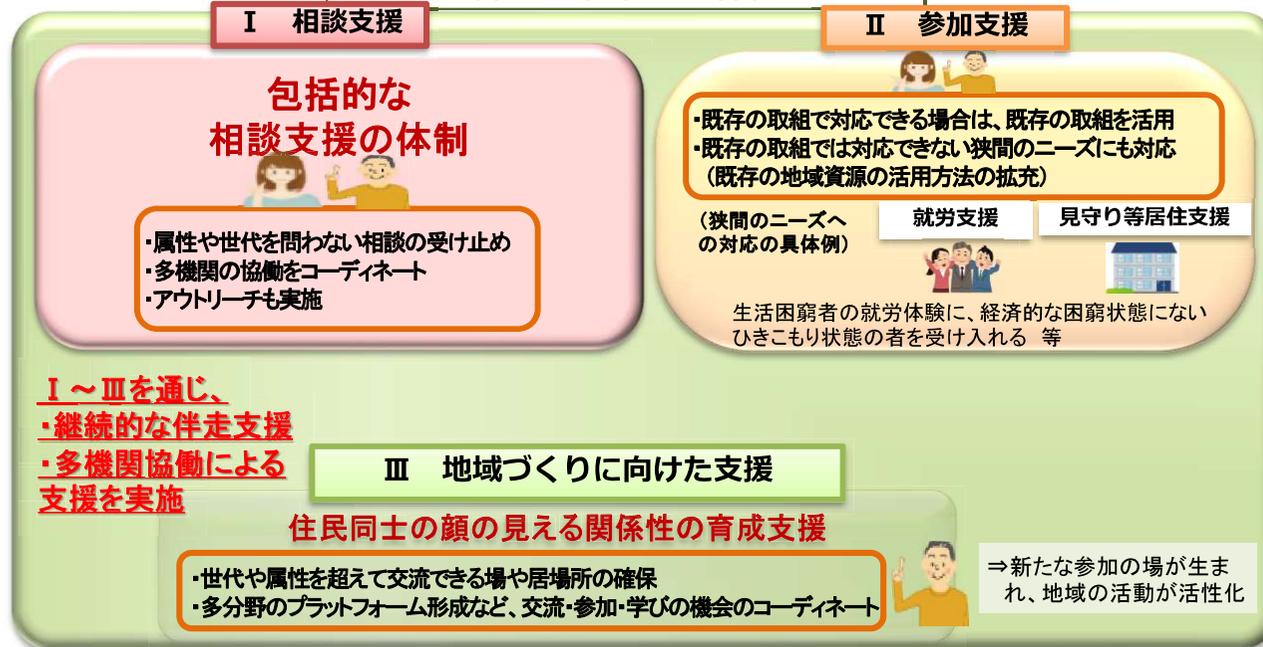
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

→ **令和3年4月1日施行**

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

重層的支援体制整備事業とは（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数
【28実績(延べ利用人数)】 69,753人

＜実施場所＞
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

＜支援の内容(例)＞

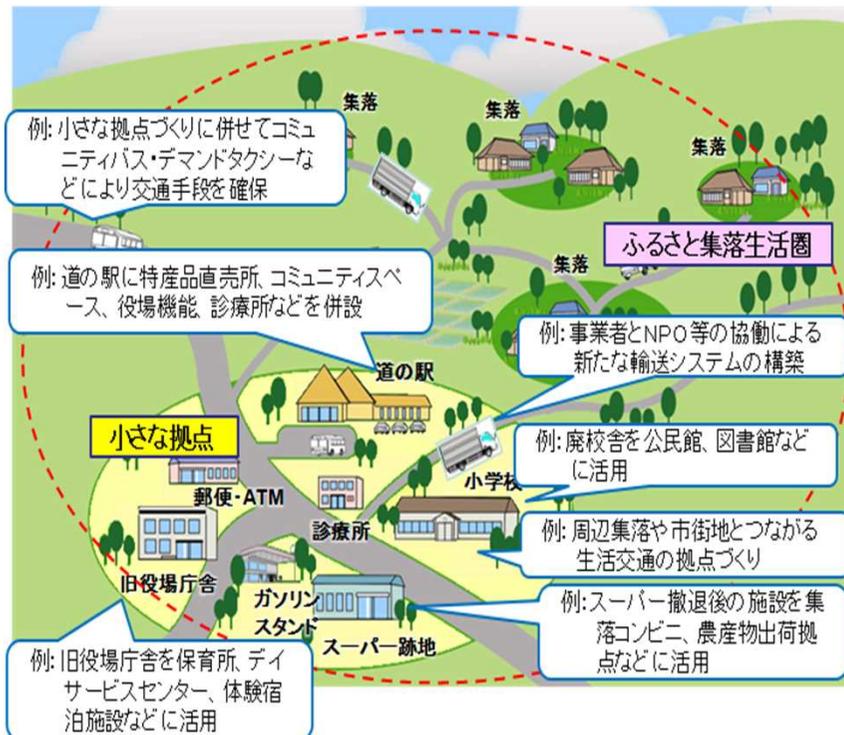
学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、子育て、買い物、防災機能等複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成を支援。

また、テレワークスペース等新しい働き方に対応した施設・設備の整備についても支援。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

●対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
(都市計画区域等の一定の地域を除く。)

●実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)

●補助率: 1/2以内 (市町村)、1/3以内 (NPO法人等)

●対象事業:

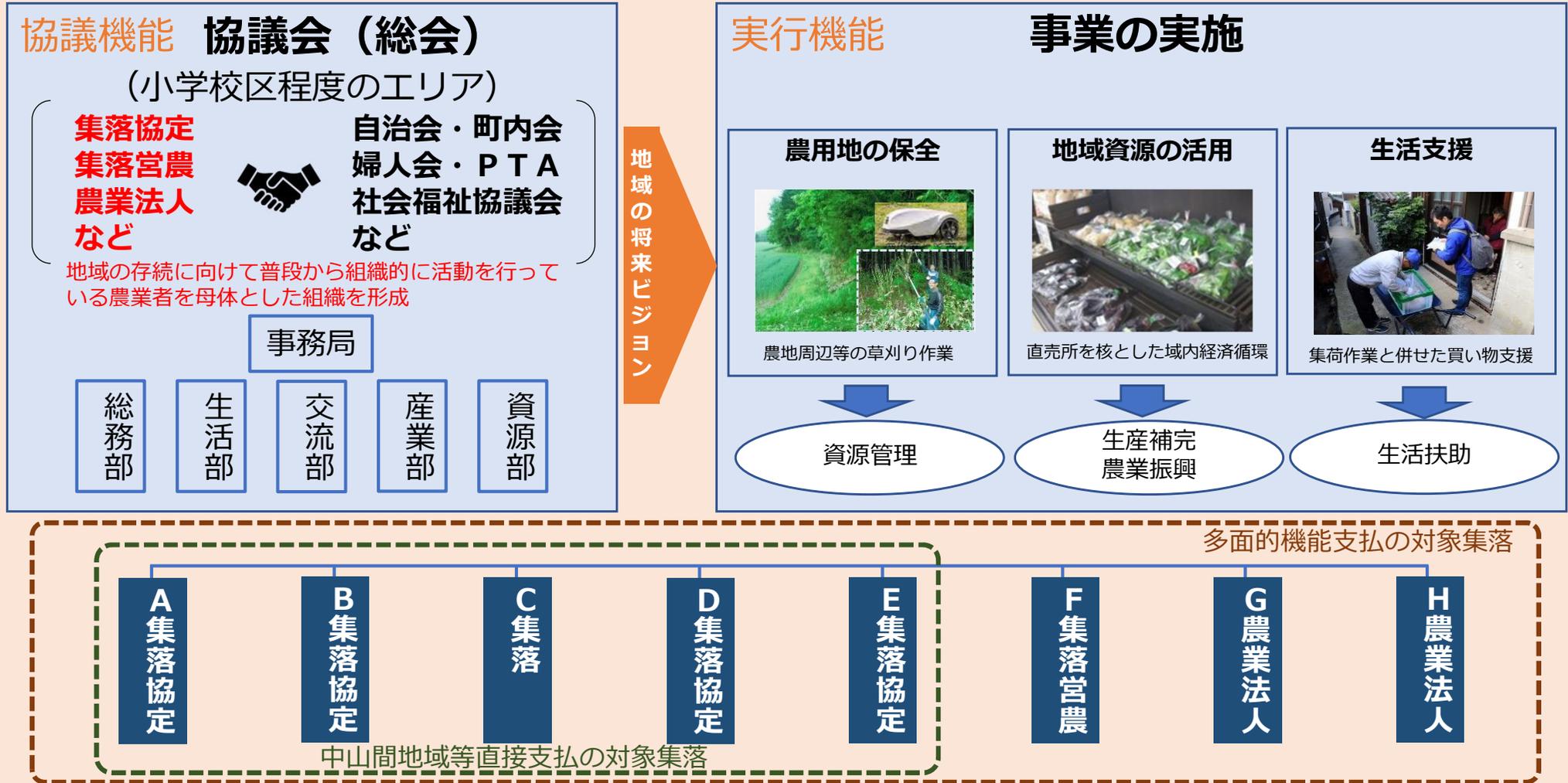
モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等において、以下を行うための既存施設の改修等

- ・生活機能の再編・集約
- ・テレワークスペース等の整備
- ・既存の小さな拠点における換気設備、自動水栓等

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※



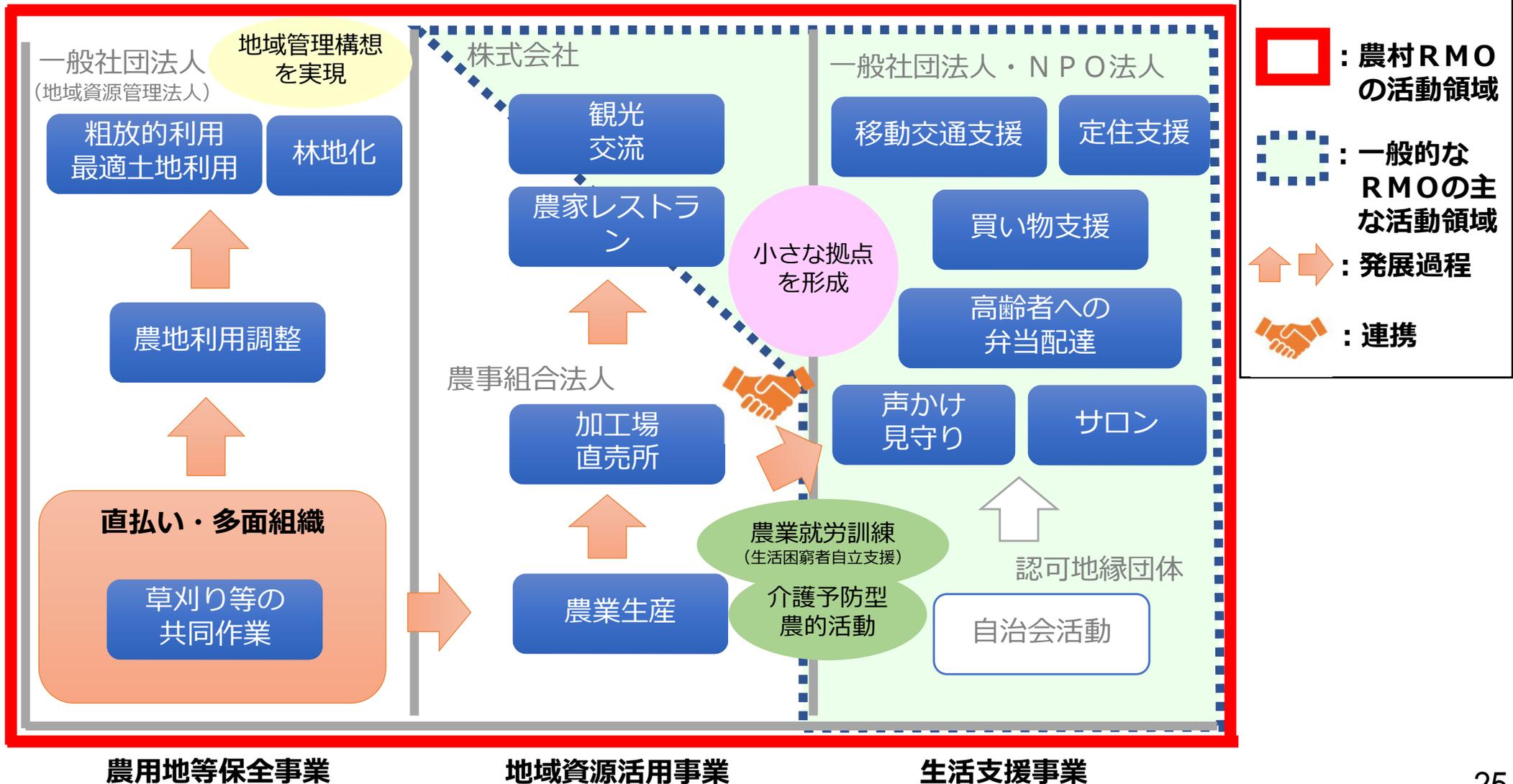
中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農村RMOの事業領域と発展過程

○ 農村RMOは、中山間直払いや多面支払いの組織などの農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域の多様な主体を巻き込みながら、地域資源を活用した農業振興等による経済活動を展開し、さらに農山漁村の生活支援に至る取組を手がける組織へと、省庁横断的に発展させていくことが重要。

持続的で秩序ある土地利用の推進
(良好な農村空間の形成) → 地域の雇用創出、所得向上
域内経済循環の促進 → 地域における生活基盤の維持
人口流出防止、定住移住促進



建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、 （1）レジリエンス強化型ZEB実証事業



激甚化する災害時において自立的にエネルギー供給可能な災害時活動拠点施設となるZEBを支援します。

1. 事業目的

- ①災害時にもエネルギー供給が可能となる先進的な脱炭素建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB）の実証を目指す。
- ②災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図る。

2. 事業内容

（1）レジリエンス強化型ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舍等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

- 他の（2）～（5）のメニューに優先して採択する。
- 補助対象建築物：災害時に活動拠点となる公共性の高い業務用建築物であって、延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）
- 補助要件：水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること、省エネ型の第一種換気設備を導入すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること等
- 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・被災等により建替え・改修を行う事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

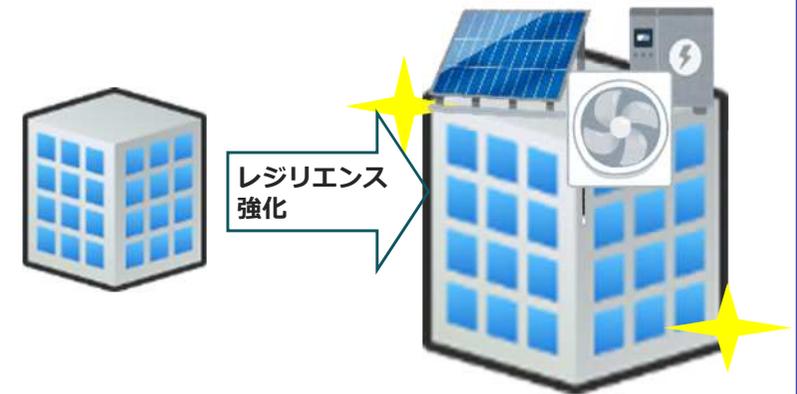
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2、3/5、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 令和2年度～令和5年度

4. 補助対象

（1）レジリエンス強化型ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備・蓄電池等及び省エネ型の高機能換気設備等の導入によりZEBのレジリエンスを強化



『ZEB』	補助率2/3
Nearly ZEB	補助率3/5
ZEB Ready	補助率1/2